

認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラムが行う地域新電力取次事業の
事業パートナー選定に係る公募の実施について

令和 8 年 10 月 15 日

認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム
理 事 長 小 笠 原 正 剛

下記の事業について、事業パートナーの選考を実施するに当たり、参加者の募集を行います。

記

1 事業名称

認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム地域新電力取次事業

2 事業内容等

「認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム地域新電力取次事業・事業
パートナー募集要項」のとおり

3 応募の対象

この事業への応募は、次の要件をすべて満たす法人とします。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき小売電気事業者として
国に登録されており、かつ県内に本社を有していること
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てを
していないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生
手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生
計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受
けた者を除く。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続開始の申立てをし
ている者でないこと

4 提出期限

令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時（必着）

認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム
地域新電力取次事業・事業パートナー募集要項

1 事業目的

認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム（以下「フォーラム」という。）は秋田県から地球温暖化防止活動推進センターの指定を受け、同センターの活動を中心にしながら、県内における幅広い環境保全活動を推進してまいりました。

こうした中において地球温暖化対策をさらに一歩進めるためには、県内の豊富な再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）の受容性を高め、県民の皆様に分かりやすいメリットを生み出していくことが重要です。そのための手段として、再エネの地産地消を通じた地域内経済循環の仕組みづくりが有効と考えています。

再エネの地産地消を進めることは、需要家による温室効果ガス削減に寄与するだけでなく、フォーラムがこれまで取り組んできた地球温暖化防止の普及啓発にもつながることから、当団体本来の活動理念にも通じるものと考えています。

また、フォーラムは、これまでも様々な活動を通じて、再エネの発電側とその需要家を結ぶ橋渡し役として一定の強みを有していると考えております。こうした背景から、このたび新たに「地域新電力の取次事業」に取り組むことといたしました。

これに伴い、地域新電力として小売電気事業を営まれている事業者の皆様へ、本事業のパートナーになっていただくべく、広く募集いたします。

2 事業内容

県内の地域新電力として位置づけられる小売電気事業者と連携し、需要家に対し地産の再エネ等を提案する取次事業を行います。

また、再エネによる環境負荷の少ない電源調達を優先することで、再エネの利用率を高めるとともに、県内から排出される温室効果ガスの削減を目指します。

3 応募資格に関する事項

応募できる者は、次に掲げる事項を全て満たす法人とします。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき小売電気事業者として国に登録されており、かつ県内に本社を有していること
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続き開始の申立てをしていない者でないこと

4 事業パートナーとしての応募要件

- (1) 取次事業を通じて供給する電力に由来する温室効果ガス排出係数は $0\text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ であり、かつ、電源構成に占める県内産の再エネが60%以上であること
また、フォーラムが毎年度提出する販売予定量に応じて、この要件を満たす電力を供給すること
- (2) 取次手数料は 1.0円/kWh （税抜き）であること。ただし、同程度の水準であると考えられる場合には 1 kWh ごとに設定する必要はないこと
- (3) フォーラムの正会員又は賛助会員企業であること、若しくは会員企業となる意思を有していること
- (4) フォーラムが行う各種の環境の活動に協力する意があること

5 事業パートナーとしての役割

- (1) 取次の委託について
事業パートナーは、フォーラムに対し、事業パートナーが需要家に供給することを欲する電力を、フォーラムの名で需要家との間で小売供給契約を締結することによって需要家に対して販売することを委託するものとします。
- (2) 販売予定量について
事業パートナーはフォーラムから提出される毎年度ごとの販売予定量について、供給能力の確保の状況等を踏まえ、その見直しが必要な場合は、フォーラムと協議するものとします。
- (3) 小売供給契約の締結について
 - ① 事業パートナーは、フォーラムが小売供給契約を行うに当たって、需要家から電気料金その他の供給条件に関する見積りの依頼を受けたときは、見積書を作成の上、フォーラムに送付するものとします。
 - ② フォーラムが需要家から小売供給契約の締結の申込みを受けた後に接続供給に係る必要な事項を定めた事項について事業パートナーに通知したときは、必要に応じて変更の有無を検討し、不備があるときは遅滞なくフォーラムに連絡し、修正を求めるものとします。
 - ③ 事業パートナーは前記の必要な事項の通知を受けた場合、遅滞なく、フォーラムが申込みを受けた需要家の需要場所が存する供給地域の一般送配電事業者（電気事業法（昭和37年法律第170号、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正後のものをいい、その後の改正を含む。以下同じ。）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）に対し、小売供給契約に基づく電気の供給に必要な接続供給に係る契約の締結の申込みを行うものとします。
 - ④ 事業パートナーは、前項に基づく接続供給に係る契約の締結の申込みに対する一般送配電事業者からの回答を受けた場合は、遅滞なく、その内容をフォーラムに対して通知するものとします。

- ⑤ 事業パートナーは、取次委託契約の有効期間中にあっても、供給能力を超過するおそれが生じたと判断した場合は、フォーラムに対し、需要家からの小売供給契約の締結の申込みの受付を一時中止するよう申し入れることができるものとします。

また、事業パートナーは、自らの供給能力の状況に応じ、かかる申込みの再開をフォーラムに対し指示するものとします。

(4) 電力の供給について

フォーラムが行う小売供給契約に基づく電力の供給は、事業パートナーから需要家に対して直接行うものとし、事業パートナーは需要家の電力需要に応じ、小売供給契約に従い、需要家に対し電力を供給するものとします。

6 電力料金の請求等

- (1) 小売供給契約に基づく需要家に対する電力料金債権その他の債権（以下「電力料金等債権」という。）は、フォーラムと事業パートナーとの関係においては、当然に事業パートナーに帰属することとします。

- (2) フォーラムが需要家に対し電力料金等債権の支払いの請求を行うに当たり、電力料金の計算は事業パートナーが行うものとします。

この際、事業パートナーは毎月、1日からその末日までの間に一般送配電事業者から送付を受けた需要家の使用量に係る電気料金を計算して、料金実績ファイルを作成し、フォーラムに送付又は送信するものとします。また、フォーラムは事業パートナーから取得した料金実績ファイルに基づき需要家に対し、電気料金の請求を行うものとします。

- (3) 需要家が小売供給契約に基づく電気料金に係る債務その他の債務（以下、「電力料金等債務」という。）の支払いを怠った場合には、フォーラムは事業パートナーに対し、当該不履行に係る電気料金等債務を支払う責任を負うものとします。

- (4) フォーラムは、需要家から受領した電気料金等債権に係る金銭と、前項に基づきフォーラムが責任を負う金額を合算し、取次委託料相当額を控除した金額を、所定の期日までに事業パートナーの銀行口座へ振り込む方法により引き渡すものとし、振込費用はフォーラムの負担とします。

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和8年10月22日（木）17時まで（必着）
(2) 提出方法：別添の質問書（様式1）に必要事項を記載の上、電子メールで提出してください。
(3) 回答日：令和8年10月28日（水）
(4) 回答方法：フォーラムのホームページに掲載します。

8 応募申込

- (1) 応募を希望する場合は、応募申込書（様式 2）を令和 8 年 11 月 16 日（月）午後 5 時（必着）までにフォーラム事務局に持参若しくは郵送で提出してください。これ以外の方法による提出はできません。
- (2) 応募申込書には次の書類を添付してください。
 - ① 登記事項証明書又は登記簿謄本（発行後 1 ケ月以内のものに限ります。登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項全部証明書」いずれでも良いものとします。）
 - ② 事業実績調書（様式任意。地域新電力事業の設立及び運営に関する実績を中心に簡潔に記載してください。）

9 審査方法

- (1) 審査
提出された応募申込書等の書類は、フォーラムに設置する選定委員会（理事長、副理事長（2 名）計 3 名で構成）で審査を行います。
- (2) 審査基準
審査に当たっては、公募申込書等の書類の基づき、法人としての応募要件及び事業パートナーとしての応募要件に合致しているかを確認することを基本として行います。

10 審査結果の通知・公表

審査結果は、応募申込者全員に書面で通知するとともに、事業パートナーに選定された方については、フォーラムのウェブサイト上で公表します。

11 協定

事業パートナー決定後は、フォーラムと協議を行い、合意に至ったときは、フォーラムと事業パートナーとの間で、地域新電力取次事業契約を締結する予定です。

12 応募申込書提出先・問い合わせ先

〒010-0951 秋田市山王 5 丁目 7-6 林泉会館内
認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム
TEL：018-853-6755
FAX：018-853-6765
E-mail：mail@eco-akita.org

(様式1)

令和8年 月 日

質 問 書

「認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム 地域新電力取次事業・事業パートナー」の公募について、次の事項を質問いたします。

質 問 項 目	質 問 内 容
法 人 名	
担 当 者 名	
連 絡 先 (TEL・FAX)	
メールアドレス	

(様式 2)

令和 8 年 月 日

応 募 申 込 書

認定特定非営利活動法人
環境あきた県民フォーラム 理事長 様

「認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム 地域新電力取次事業・事業パートナー募集要項」に基づき、関係書類を添えて応募を申し込みます。

なお、当社は、この事業に係る法人としての応募要件及び事業パートナーとしての応募要件をすべて満たしており、また、この申込書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

【応募者】

法 人 名			
所 在 地			
代表者 職・氏名	⑩		
設 立 年 月 日			
資 本 金		従業者数	
主な事業内容	(事業内容を示すパンフレット等があれば添付して下さい)		
担 当 者	氏 名		
	所 属 名		
	電 話 番 号		
	FAX 番号		
	メールアドレス		

【法人としての応募要件に関する事項】

応 募 要 件 項 目	記 入 欄	
1 電気事業法に基づき小売電気事業者として国に登録されており、かつ県内に本社を有していること	登録番号	
	登録年月日	
2 国税及び地方税を滞納していないこと		
3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと		
4 破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと		

※2～4については、要件に合致しているときは記入欄に○印をご記入ください。

【事業パートナーとしての応募要件に関する事項】

応 募 要 件 項 目	記 入 欄
1 供給する電力に由来する温室効果ガス排出係数は0 kg-CO ₂ /kWh であり、かつ電源構成に占める県内産の再エネが60%以上であること また、フォーラムが毎年度提出する販売予定量に応じて、この要件を満たす電力を供給すること	
2 取次手数料は 1.0 円/kWh であること ただし、同程度の水準での手数料設定が可能なこと	
3 フォーラムの正会員又は賛助会員企業であること、若しくは会員企業となる意思を有していること	
4 フォーラムの活動に協力する意思があること	

※いずれの項目についても、応募要件を満たすときは記入欄に○印をご記入ください。なお、2については、取次手数料を1.0円/kWhではなく、別途設定することを希望する場合は、その内容を記載してください。